

■新型コロナウイルスワクチン接種の主な変更点

	令和5年度まで_臨時接種	令和6年度以降_定期接種
接種の分類	特例臨時接種	B類疾病の定期接種
対象者	生後6月以上の方	1. 65歳以上の方 2. 60～64歳で対象となる方(※) ※60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫機能に障害がある方のうち、1級相当の身体障害者手帳をお持ちの方
接種期間、接種回数	期間：令和6年3月31日まで 接種回数：最大7回	年に1回、秋冬を想定
努力義務の適用の有無	あり	なし
使用するワクチン	従来型・オミクロン株対応型ワクチン (ファイザー社製、モデルナ社製、武田社製、第一三共社製)	流行主流のウイルスやワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて、ワクチンのウイルス株を毎年選択
自己負担	なし	あり(自己負担額については今後決定)